

## 判例の通称名について

愛知学院大学法務支援センター教授 高橋 洋

司法試験の論文式試験公法系第一問は憲法の問題であるが、そこでは想定事案に現れた法令(案)ないし処分<sup>1</sup>の憲法適合性を論ずることが求められる。このとき、「参考とすべき判例(・・)を踏まえて論じ」(2018年問題)なければならない。その際重要なのは、「参考とすべき判例」の特定である。これが論文での判例の引用であれば、最高裁自身が行っているような方法、つまり「最高裁昭和44年(あ)第1501号同49年11月6日大法廷判決・刑集28巻9号393頁」と示せばよい。しかしこうした引用方法は、試験場で答案を書く際には無理であろうし、出題採点者もそれを期待しているとは思われないから、たとえば上記判例は「猿払事件最大判(もしくは最判)」という通称名+最高裁判決という形で引用することになる。司法試験自体も、短答式試験では特定の判例を明示するのに最高裁「猿払事件判決」、同「堀越事件判決」(ともに2018年第1問)、同「旭川市国民健康保険条例違憲訴訟判決」(第18問)などという通称名の形をとる。この場合、すでに通称名が固有名詞になっており、引用の大典を示す必要がない限り、それだけで事件なり判決なりを特定するのに必要十分である。大学の授業もこうした通称名を抜きには成り立たない。しかしこれはあくまでも通称名であって、一定のルールに従って公的につけられているわけではない。上記三例も、事件の発生した場所の地名であったり、被告人の姓であったり、あるいは違憲主張の対象となった条例名であったりと、ばらばらである。またこうした通称名は多くの市販の判例評釈集や判例集、そして判例DBなどでも、著名な事件についてはつけられているが、全てについてではない。たとえば代表的な判例評釈集である『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ(第6版)』(有斐閣)においても、通称名が掲げられているのは、全215判例のうち104判例に限られる。さらに他の判例(評釈)集を見ても、この通称名は使用する論者によって一定ではなく、またどのような方針でそれがつけられたのか(つけられなかったのか)についても明確ではない。

ドイツにおいても事情はそう変わらないようである。判例DB(たとえばjuris)や判例評釈集(たとえばMenzel/Müller-Terpitz [Hrsg.], Verfassungsrechtssprechung)などでは、判例名(Entscheidungsname)が付されている。しかし、この判例名は、この両者間でも異なるところが少なくないし、jurisでは複数の名前がつけられている判例も多い。また、Menzel/Müller-Terpitzでは、ほとんどの通称名が一語であり、簡潔さが強調されている。

それに対して英米法系の国々では、事件名が当事者の名前<sup>2</sup>で自動的に決まり、評釈者たちが別途名づける必要は基本的でない。

そこで、これらの通称名のないものや一定しないものについては、できるだけ通称名をつけ、また簡にして要を得たものに統一した方がよいのではないかということである。たとえば先の「旭川市国民健康保険条例違憲訴訟」については、百選では「旭川市国民健康保険条例事件」、戸松・初宿編『憲法判例(第8版)』(有斐閣)では、「旭川市国民健康保険条例訴訟」となっている。条例自体の名称は「旭川市国民健康保険条例」であるが、同種の訴訟であった「秋田市国民健康保険税条例訴訟」との対比を考えると、より簡潔に「旭川市国保料条例訴訟」くらいが、事案の主要論点を伝えるのにも役立ち、ひいては学習する者の便宜になるのではないだろうか。なお、「事件」は刑事事件に、「訴訟」は行政事件を含む民事事件に、というように分けることも考えたい。

さらに蛇足ながら、通称名を付けるにあたっては、英米法にならって、当事者の名前を優先させたらどうか。人権判例は、よかれ悪しかれ、憲法が国民に保障する自由及び権利を保持するための「国民の不断の努力」(憲法12条)の到達点の一つなのであるから、通称名に当事者の名を記すのは、それにかかわった人々への敬意の表明という側面を持つからである。